

第1問 答案用紙<1>

(租税法)

問題1 (20点=⑤×4)

問1 甲土地の分配に関するA社における法人税法上の取扱い

内国法人A社は、解散による残余財産の分配を行った現物分配法人であり(法人税法第2条12号の5の2ロ)、現物分配を受けるのは、分配を受ける直前においてA社と完全支配関係のあった内国法人B社のみであるため、甲土地の分配は、適格現物分配である(2条12号の15)。従って、A社は、残余財産確定時の帳簿価額1,000万円を譲渡したものとして、所得金額を計算する(62条の5第3項)。

問2 内国法人B社から外国法人C社への土地購入対価の送金に関するB社の所得税法上の取扱い

国内における土地の譲渡対価は、国内源泉所得となる(所得税法161条1項5号)。従って、外国法人C社に対して国内源泉所得の支払いを国外とするB社は、その支払いの際、国内源泉所得1億5千万円に10%を乗じた1,500万円の所得税を源泉徴収し、令和4年5月末までに、これを国に納付しなければならない(212条1項、2項、213条1項2号)。

問3 D社が受けた交付金1,000万円と取得した建物に関するD社における法人税法上の取扱い

D社がB社から交付を受けた1,000万円の工事負担金は、無償による資産の譲受けに係る収益として、令和4事業年度の益金の額に算入する(法人税法22条2項)。また、一般配電事業を営む内国法人D社は、圧縮限度額の範囲内で建物の帳簿価額を損金経理により1,000万円減額する経理を行っているため、当該1,000万円を令和4事業年度の損金の額に算入する(45条1項1号)。

問4 P及びQに対する新商品の無償譲渡に関するB社における消費税法上の取扱い

Pへの新商品の無償譲渡は、役員に対する資産の贈与にあたるため、事業として対価を得て行われた資産の譲渡とみなされ、時価210万円を譲渡対価の金額として消費税が課される(消費税法第4条1項、5項2号、28条3項2号)。これに対し、使用人Qに対する新商品の無償譲渡は、対価を得て行われる資産の譲渡等に該当しないため、消費税は課されない(消費税法2条1項8号、4条1項)。

第 1 問 答 案 用 紙 < 2 >
(租 税 法)

問題 2 (20点 = 4 × 5)

	○×欄	記 述 欄
①		Q. B社とC社の土地取引に関して、B社の法人税額の計算上、令和2年度に所得は生じない。
	○	法人税法第22条第2項、第3項1号、第22条の2第4項 ----- 第37条2項、8項 ----- 第61条の11第1項
②		Q. B社とC社の土地取引に関して、B社の法人税額の計算上、令和4年度に所得が生じる。
	×	B社とC社の間で完全支配関係を有しないこととなったため、その有しないこととなった日の前日の属する事業年度である令和3事業年度において7,000万円の所得が生じる。(法人税法第61条の11第3項)
③		Q. D社の貸倒引当金繰入額は、D社の法人税額の計算上、令和4年度の損金となる。
	×	D社は、資本金の金額が5億円以上の大法人E社に完全支配されているため、D社が計上した貸倒引当金繰入額のコレ額は、令和4年度の損金の額に算入しない。(法人税法第22条3項2号、52条1項1号イ、66条5項2号イ)
④		Q. PがE株式をH銀行に信託したことにより、Pは令和4年度において譲渡所得が生じる。
	○	所得税法第59条1項1号、第67条の3第3項 ----- -----
⑤		Q. Sは食品加工機による代物弁済を行ったが、消費税法上、消費税は課されない。
	×	代物弁済による資産の譲渡は、事業として行われる資産の譲渡等に含まれるため、資産の譲渡等の対価とされる借入金の金額100万円が課税売上の金額に算入され、消費税が課される。(消費税法第2条1項8号、4条1項)

第2問 答案用紙<1><2>

(租税法)

問題1 (30点=@2×10+@1×10)

(単位：円)

当期純利益の金額	
	加算すべき金額	減算すべき金額
(減価償却資産等についての申告調整)		
[資料] 2. (1) ①について	@1 3,131,250	, ,
[資料] 2. (1) ②について	@1 , ,	, 59,162
[資料] 2. (1) ③について	@1 , ,	2,512,900
[資料] 2. (1) ④について	@1 , ,	35,000,000
(租税公課についての申告調整)		
[資料] 3. (2)について	@1 , ,	17,535,000
[資料] 3. (3)及び(4)について	@1 140,890,000	, ,
[資料] 3. の(5)について	@1 , ,	4,200,000
[資料] 3. の(6)について	@1 , 270,000	, ,
(給与についての申告調整)		
[資料] 4. (2)について	@1 , 350,000	, ,
[資料] 4. (3)について	@1 1,000,000	, ,
[資料] 4. (4)について	@2 , ,	55,000,000
[資料] 4. (5)について	@2 2,000,000	, ,
(金銭債権についての申告調整)		
[資料] 5. (1)について	@2 1,597,440	, ,
[資料] 5. (2)について	@2 5,500,000	, ,
[資料] 5. (3)について	@2 , ,	1,200,000
(外貨金銭債権についての申告調整)		
[資料] 6. について	@2 , ,	, 121,500
(受取配当金についての申告調整)		
[資料] 7. について	@2 , ,	, 90,000
(棚卸資産についての申告調整)		
[資料] 8. について	@2 1,000,000	, ,
(寄附金についての申告調整)		
[資料] 9. (1)及び(2)について	@2 4,000,000	, ,
支出寄附金の損金算入限度超過額	@2 , 875,000	, ,
所得金額	

第2問 答案用紙<3>
(租税法)

問題2 (15点=@2×5+@1×5)

(単位：円)

問1 給与所得(所得金額調整控除後)の金額	@2	6,900,000
問2 退職所得の金額	@2	2,000,000
問3 譲渡所得の金額	@2	1,300,000
問4 一時所得の金額	@2	, , 0
問5 青色申告特別控除前の事業所得の金額	@2	1,950,000
問6 青色申告特別控除前の不動産所得の金額	@1	3,178,125
問7 雑所得の金額	@1	, 150,000
問8 社会保険料控除の金額	@1	1,550,000
問9 医療費控除の金額	@1	, 110,000
問10 課税総所得金額	@1	9,198,000

第2問 答案用紙<4>
(租税法)

問題3 (15点=@2×5+@1×5)

[問]

(単位：円)

- | | | |
|---|----|------------------|
| (1) 課税標準額に対する消費税額 | @2 | , 261, 537, 900 |
| (2) 資産の譲渡等以外の収入金額の合計額 | @2 | , 3, 465, 000 |
| (3) 課税売上割合の計算式の分子の金額 | @2 | 4, 757, 695, 000 |
| (4) 課税売上割合の計算式の分母の金額 | @2 | 4, 873, 876, 450 |
| (5) 課税仕入れ等に係る消費税額の合計額 | @2 | , 246, 578, 904 |
| (6) 課税仕入れ等に係る消費税額のうち課税資産の譲渡等によりのみ要するもの | @1 | , 240, 886, 776 |
| (7) 課税仕入れ等に係る消費税額のうちその他の資産の譲渡等によりのみ要するもの | @1 | , , 278, 460 |
| (8) 課税仕入れ等に係る消費税額のうち課税資産の譲渡等とその他の資産の譲渡等に共通して要するもの | @1 | , 5, 413, 668 |
| (9) 売上げに係る対価の返還等に係る消費税額 | @1 | , , 30, 888 |
| (10) 貸倒れに係る消費税額 | @1 | , , 219, 648 |

〔解説〕

問題 1：法人税法 (30点)

1. 減価償却

(1) タブレット端末

① 普通償却による損金算入限度額

6/30に取得しているため、6月分も含め、10ヶ月分償却費を計上できます。償却限度額の計算にあたって、使用するのは法定耐用年数4年です。

$$\text{取得原価 } 180,000 \times 0.500 \times 10/12 \times 125 \text{台} + \text{修繕費 } 330,000 + \text{除却損 } 180,000 \times 25 \text{台} = 14,205,000$$

② 一括償却による損金算入限度額

$$\text{取得原価 } 180,000 \times 12/36 \times 150 \text{台} + \text{修繕費 } 330,000 = 9,330,000$$

③ ① > ② ∴ ① 14,205,000

④ 会社損金経理 (12,506,250 + 330,000 + 4,500,000) - 償却限度額 14,205,000 = 3,131,250円 (加算)

(2) 陳列棚

$$(988,346 + 672,787) \times 0.250 = 415,283 < 6,000,000 \times 0.07909 = 474,540$$

$$\therefore \text{償却限度額} = (988,346 + 672,787) \times \text{改訂償却率 } 0.334 = 554,818$$

$$\text{会社計上償却費 } 495,656 - \text{償却限度額 } 554,818 \quad \triangle 59,162 \quad \left. \vphantom{\text{償却限度額}} \right\} \text{少} \therefore 59,162 \text{円 (減算)}$$

(3) 空調設備一式

① 剰余金処分建物付属設備圧縮積立金積立 (会社積立額を全額減算)

$$2,600,000 \text{ (減算)}$$

② 圧縮限度額

$$2,600,000$$

③ 積立超過額

$$\text{会社計上圧縮額 } 2,600,000 - \text{圧縮限度額 } 2,600,000 = 0 \text{円}$$

④ 償却限度額

$$(\text{取得原価 } 8,000,000 - \text{圧縮損金算入額 } 2,600,000) \times 0.067 \text{ (定額法 ∵ 建物付属設備)} \times 6/12 = 180,900$$

⑤ 償却超過額

$$\text{会社計上償却費 } 268,000 - \text{償却限度額 } 180,900 = 87,100 \text{ (加算)}$$

⑥ ①△2,600,000 + ⑤ 87,100 = △2,512,900円 (減算)

(4) 減損損失

法人税法は厳密な債務確定主義に立つため、減損損失の計上は認めない。従って、売却した土地の税務上の簿価は120,000,000円である。

$$\text{土地売却益否認 } 35,000,000 \text{円 (減算)}$$

2. 租税公課

(2)~(4) 前期確定申告・当期中間納付・当期末未払計上

R4. 4/1 前期分確定申告	当期中間申告	当期末未払計上
3.(2) 会社仕訳 未払(法) 19,192 / Cash 未払(住) 2,809 / 115,000 未払(事) 17,535 損金算入できる事業税 17,535を損金経理していないので、「減算」する。 納税充当金支出事業税 (2) 17,535,000 (減算)	3.(3) 会社仕訳 (中間申告分を納付) 未払(法) 31,987 / Cash 未払(住) 4,016 / 58,000 未払(事) 19,110 損金算入できる事業税 19,110を損金経理していないので、「減算」する。 納税充当金支出事業税 (3) 19,110,000 (減算)	3.(4) 会社仕訳 (中間申告分を損金経理/推定) 法人税 ? / 未払 160,000 住人税 ? 事人税 ? 損金算入できない期末未払計上の法人税、住民税、及び事業税を損金経理しているの で、全額「加算」する。(4) 損金計上納税充当金 160,000,000 (加算)
(3) & (4) 140,890,000円 (加算)		

(5) 税効果会計

会社経理で計上している法人税等調整額はすべて、別表4で打ち消していきます。本問では、法人税等調整額 4,200,000円(貸方)は、収益計上していることになるので、これを打ち消すために、別表4で **4,200,000円の減算調整**を行います。

(6) 繰延消費税額等の加算調整

- ・ 税抜経理
 - ・ 課税売上割合 80%未満 (∴ 76%)
- } ∴ 繰延消費税額等の調整が必要

- ① 控除対象外消費税額 300,000円 ≥ 20万円 ∴ 300,000 × 9/10 = **270,000円 (加算)**
- ② 控除対象外消費税額 192,000円 < 20万円 ∴ 調整なし
- ③ 控除対象外消費税額 648,000円 ÷ 150台 = 4,320円 < 20万円 ∴ 調整なし

3. 役員給与等

(1) 役員の職制上の地位の変更

役員Fについては、職制上の地位の変更はなく、事業年度開始の日から3ヶ月を超えての定期同額給与の変更を行っているため、Fについては、加算調整が必要になります。

$$50,000円 (= 1,000,000円 - 950,000円) \times 7ヶ月 = \mathbf{350,000円 (加算)}$$

(2) 事前確定届出給与

役員Fの賞与については、事前確定届出給与の手続きを行っていないため、損金不算入となります。

$$\mathbf{1,000,000円 (加算)}$$

※ DとEの分は、臨時改定事由が生じた取締役会決議日から1ヶ月(9/21)の期限内に提出している。

(3) 役員退職金

退職給与については、不相当に高額でない限り、損金算入が認められます。損金となる時期については、損金経理を要件とはせず、原則として、総会決議等により退職金の額が確定した日の属する事業年度です。従って、70,000,000円は当事業年度の損金となりますが、会社が前期以前に引き当て計上した55,000,000円については、前期以前に加算調整しているはずなので、当期にこれを認容減算します。

$$\mathbf{55,000,000円 (減算)}$$

(4) 事前確定届出給与

役員Gの賞与については、事前確定届出給与の手続きを行っていないため、損金不算入となります。

$$1,000,000円 \times 2回 = \mathbf{2,000,000円 (加算)}$$

4. 貸倒損失及び貸倒引当金

(1) 外国法人H社に対する売掛金（売掛債権の特例による貸倒損失）

当期末は、最終弁済期限（∵取引停止日より最終弁済期限の方が遅い）から1年以上経過しているため、損金経理を要件に、売掛債権1円の損金算入が認められます。ところが本間では、1円の備忘記録を付すことなく、全額を貸倒引当金としています。このような場合、会社計上額の全額が損金不算入となります。

貸倒損失否認 1,597,440円（加算）

(2) I社に対する貸付金（全額回収不能による貸倒損失）

全額回収不能となった場合は、担保物当処分後であれば、損金経理を要件に、金銭債権の全部につき、貸倒損失の損金算入が認められます。しかし、本間の場合、担保物を処分していないため、会社計上貸倒損失は損金不算入とされます。

貸倒損失否認 5,500,000円（加算）

(3) J社に対する貸付金（前期の50%基準による個別貸倒引当金、当期の法的債権の消滅による貸倒損失）

前事業年度において、貸付金300万円×50%＝150万円の貸倒引当金が設定されています。50%基準は、「申し立て」のあった場合に、貸倒損失が発生することを見込んで個別貸倒引当金を設定しようとするものですが、前事業年度中に「再生手続の開始決定」の通知を受けているため、適用できません。従って、前期の確定申告において、150万円の加算調整を受けていると考えます。

そうすると、当事業年度において150万円の貸倒引当金戻入益を計上していますが、これは前期の確定申告で加算調整をしているので、二重課税とならないように、当期の確定申告で150万円の減算調整を行うこととなります。

個別貸倒引当金繰入超過額認容 1,500,000円（減算）・・・①

次に考察すべきは、当事業年度に計上した300万円の貸倒損失の税務調整です。債権者集会によって90%を切捨てが決定されているので、法的債権の消滅による270万円の貸倒損失が強制適用されます。

会社計上 3,000,000 - 税務上の貸倒損失 2,700,000 = 300,000円（加算）・・・②

なお、長期弁済基準による個別貸倒引当金の設定は、損金経理が要件になるため、本間では調整不要です。

∴ ① + ② = 1,200,000円（減算）

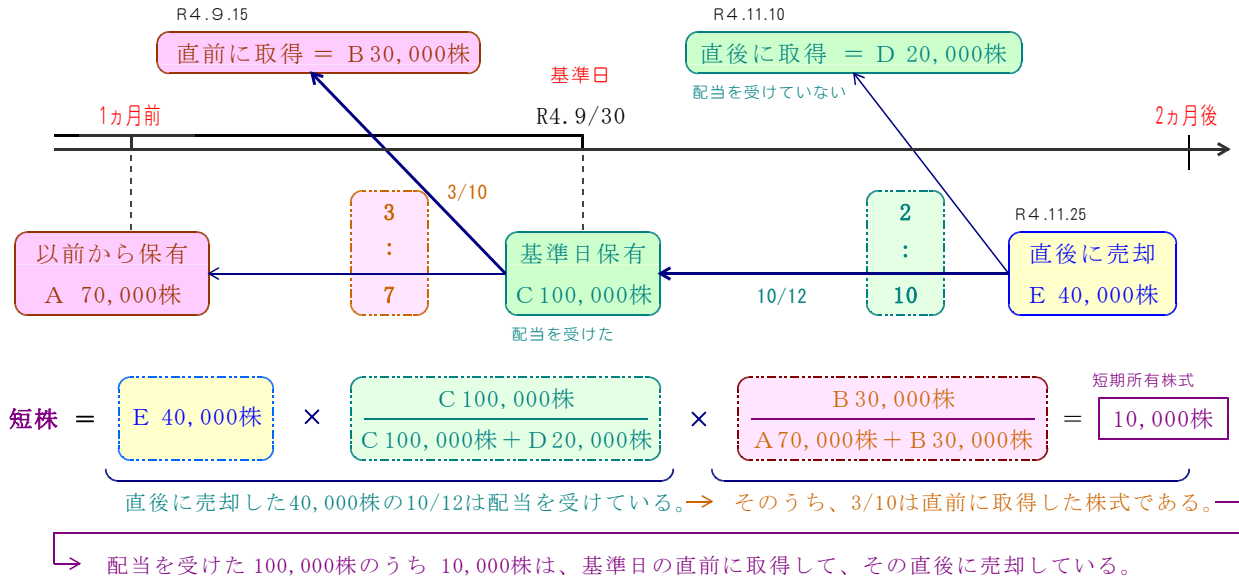
5. 外貨建短期金銭債権 ← 税務上は決算日レートで換算

税務上のB/S価額（@133.12 × 22,500^{F_レ}） - 会社計上B/S価額 3,116,700 = △ 121,500円

∴ 外貨建金銭債権過大計上又は為替差損認定損 121,500円（減算）

6. 受取配当金

(1) L社株式： 配当等の基準日における保有割合が5%以下であった。⇒「非支配目的株式等」



$$\begin{aligned} \therefore \text{受取配当等の益金不算入額} &= (L\text{株式 } 500,000 - 500,000 \times \text{短株 } 10,000\text{株} / 100,000\text{株}) \times \text{非支配目的株式 } 20\% \\ &= 90,000\text{円 (減算)} \end{aligned}$$

7. 棚卸資産

税務上、過剰在庫による評価損は認められないため、100万円の加算調整を行います。

$$\therefore \text{商品評価損否認 } 1,000,000\text{円 (加算)}$$

8. 寄附金

(1) 未払寄付金・仮払寄付金について

① 税務上の寄付金は、支出した期に帰属するので、当期末の未払寄付金は翌期以降の寄付金とされます。

$$\therefore \text{当期末に損金経理した未払寄付金 } \text{未払寄附金否認 } 10,000,000\text{円 (加算)}$$

② 税務上の寄付金は、支出した期に帰属するので、当期末の仮払寄付金は当期の寄付金とされます。

$$\therefore \text{当期に仮払いした寄付金 } \text{仮払寄附金認定損 } 6,000,000\text{円 (減算)}$$

$$\text{③ } \text{①} + \text{②} = 4,000,000\text{円 (加算)}$$

(1) 寄付金の分類

① P学校法人への寄附金 6,000,000円は、財務大臣により指定されているため、「指定寄附金」です。

② 一般社団法人に対する寄附金 3,500,000円は、「その他」の寄付金とされます。

(2) 別表4の調整

① 指定	6,000,000円	} 合計 9,500,000円
② 特定	0円	
③ その他	3,500,000円	
④ 完全子会社	0円	

$$\text{⑤ 損金算入限度額 } (200,000,000 \times 12/12 \times 2.5/1,000 + 400,000,000 \times 2.5/100) \times 1/4 = 2,625,000\text{円}$$

$$\text{⑥ 寄付金等の損金不算入額} = 9,500,000 - \text{① } 6,000,000 - \text{⑤ } 2,625,000$$

$$= 875,000\text{円 (加算)}$$

〔解説〕

問題 2：所得税法 (15点)

1. 給与所得の金額

給与所得控除額の上限は、原則として 195万円ですが、子育て・介護世帯は上限が 210万円とされています。また、「子供・特別障害者等を有する者」や「給与所得と年金所得の双方を有する者」には、一定の算式により、所得金額調整控除が認められていますが、これらの論点は初見なので、できなくても大丈夫です。

- (1) 収入金額： 9,000,000円
- (2) 給与所得控除額： 2,000,000円 (子育て・介護世帯は上限210万円 ∴ 176万 + (900万 - 660万) × 10% = 200万 ≤ 210万 ∴ 200万円)
- (3) 所得金額調整控除 (子供・特別障害者)： 50,000円 (900万 - 850万) × 10% = 5万円
- (4) 所得金額調整控除 (給与所得 + 年金所得)： 50,000円 (給与所得10万 (上限) + 年金に係る雑所得 5万 - 10万 = 5万円)
- (5) 給与所得 = (1) - (2) - (3) - (4) = 6,900,000円

2. 退職所得の金額 (短期退職手当等：令和 4 年度以降適用)

短期退職手当等※については、収入金額から退職所得控除額を控除した金額が 300万円を超える場合、その超過した金額については、1/2課税が適用されない (令和 4 年度以降適用)。

※ 勤続年数が 5 年以内の場合に受け取った退職手当等で、特定役員退職手当等に該当しないものをいう。

(1) 収入金額

一般退職手当等： 5,500,000円

(2) 退職所得控除額

一般退職所得控除額： @400,000 × 5年 (4年8ヶ月 ⇒ 1年未満切上) = 2,000,000円

(3) 退職所得

(1) - (2) = 3,500,000円 > 300万円

一般退職所得 = 収入金額 5,500,000 - 退職所得控除額 2,000,000 - 150万円 ← (1) - (2) が 300万円超のときは 1/2課税ではなく、150万円の定額控除になります。

= 2,000,000円

3. 譲渡所得 (取得日～譲渡日まで 5 年超 ∴ ゴルフ会員権、金地金ともに総合長期)

- (1) 総収入金額： ゴルフ会員権 1,300,000 + 金地金 7,000,000 = 8,300,000円
- (2) 取得費 + 譲渡費用： ゴルフ会員権 2,500,000 + 金地金 4,000,000 = 6,500,000円
- (3) 内部通算： 0円
- (4) 生活に通常必要でない資産の損失の控除： 0円
- (5) 特別控除： 500,000円 (∴ (1) - (2) - (3) - (4) = 1,800,000 ≥ 500,000)
- (6) 譲渡所得 = (1) - (2) - (3) - (4) - (5) = 1,300,000円

4. 一時所得の金額

- (1) 総収入金額： 応募当選懸賞商品 600,000 × 60% = 360,000円
- (2) 支出した額： 0円
- (3) 特別控除額： (1) - (2) = 360,000 < 500,000 ∴ 360,000円
- (4) 一時所得 = (1) - (2) - (3) = 0円

5. 事業所得

- (1) 総収入金額： 3,000,000円
- (2) 必要経費： 接待飲食費 70,000 + 繰延資産 150,000 (150,000 < 30万円) + 年会費 30,000 + パソコン 180,000 (180,000 < 30万円) + その他費用 620,000 = 1,050,000円
- (3) 青色申告特別控除前の事業所得 = (1) - (2) = 1,950,000円

6. 不動産所得の金額

(1) 総収入金額：

家賃収入 6,200,000円

(2) 必要経費：

取得原価 50,000,000 × 定額法償却率 0.030 × 91月/96月※ + 減価償却費以外の必要経費 1,600,000 = 3,021,875円

満室であれば、年間で96ヶ月（＝12月×8室）の家賃収入がありますが、長男丙が無償で居住している5ヶ月分は事業利用していないので、減価償却費も必要経費として認められません。

(3) 青色申告特別控除前の不動産所得 = (1) - (2) = 3,178,125円

7. 雑所得の金額

(1) 総収入金額： 650,000円

(2) 必要経費（公的年金等控除額）： 500,000円（1,000万円超2,000万円以下）

(3) 一時所得 = (1) - (2) = 150,000円

8. 社会保険料控除

社会保険料控除は、居住者本人だけでなく、同一生計親族分も居住者の所得控除とすることができますが、その居住者が支払った、又は給与から控除されたことが要件となります。

① 甲自身の国民年金保険料 1,100,000 + ② 甲自身の国民健康保険料 400,000 + ③ 甲が負担した丙の国民年金保険料 50,000
= 1,550,000円

9. 医療費控除の金額

病気の予防費用⑤⑦は、医療費控除の対象にはなりません。

①治療対象の人間ドック費用 100,000 + ②③④手術入院費 0円（∵ ②<③+④） + ⑥歯治療 100,000 + ⑧風邪薬 10,000
= 210,000円

∴ 医療費控除の金額 = 210,000円 - $\left[\frac{\text{課税標準の合計額（200万超）} \times 5\%}{10\text{万円}} \right]$ 少10万円 = 110,000円

10. 生命保険料控除

(1) 支払保険料から計算される控除額

① 平成23年12月31日以前の契約に係る個人年金保険料 120,000円
120,000 > 100,000 ∴ 50,000円

② 平成24年1月1日以後の契約に係る生命保険料 95,000円
95,000 > 40,000 ∴ 40,000円

(2) 生命保険料控除の金額

∴ (1)① 個人年金 50,000 + (1)② 生命保険 40,000 = 90,000円 ≤ 120,000円 ∴ 90,000円

11. 甲の課税総所得金額（損益通算、1/2課税、損失の繰越控除、所得控除考慮後の金額）

(1) 合計所得金額（退職所得は総合課税されないため含めません）

給与所得 6,900,000 + 譲渡所得 1,300,000 × 1/2 + 事業所得（前）1,950,000
+ 不動産所得（前）3,178,125 - 青色申告特別控除 650,000 + 雑所得 150,000 = 12,178,125円

(2) 所得控除金額

社会保険料控除 1,550,000 + 医療費控除 110,000 + 生命保険料控除 90,000 + 障害者控除（同居特別障害者）750,000
+ 基礎控除 480,000 = 2,980,000円

※ 甲の合計所得金額が1,000万円超なので、配偶者控除、配偶者特別控除は適用対象外

(3) 課税総所得金額

(1) - (2) = 9,198,125 → 9,198,000円（千円未満切捨）

〔解説〕

問題3：消費税法 (15点)

標準税率と軽減税率を併用する問題でした。注意すべき取引は、一つだけ。支払った「販売奨励金」です。通常の問題では、「売上返還等」に含めますが、本問の販売奨励金は、「課税資産の販売数量、売上高等に応じて取引先に支払う金銭の支払い」ではないので、「10%の課税仕入」として処理します。

この論点の判断を誤ると、解答箇所10カ所のうち、5カ所を間違えることになります。

(1) 課税標準額に対する消費税額

$$\textcircled{1} \text{ 10\%課税売上 } 687,555,000 \times 100/110 \text{ (千円未満切捨)} \times 7.8\% = 48,753,900 \text{円}$$

$$\textcircled{2} \text{ 8\%課税売上 } 3,682,820,000 \times 100/108 \text{ (千円未満切捨)} \times 6.24\% = 212,784,000 \text{円}$$

$$\underline{\underline{261,537,900 \text{円}}}$$

(2) 資産の譲渡等以外の収入金額の合計額

課税の対象となるための4要件を満たさないため、不課税となる取引の収入金額を集計します。

$$\text{受取配当金 } 385,000 + \text{受取補助金 } 3,080,000 = 3,465,000 \text{円}$$

(3) 課税売上割合の計算式の分子の金額

① 課税売上高 (税抜)

$$10\% \text{課税売上 } 687,555,000 \times 100/110 + 8\% \text{課税売上 } 3,682,820,000 \times 100/108 = 4,035,050,000 \text{円}$$

② 免税売上高

$$723,140,000 \text{円}$$

③ 課税売上高の返還等 (税抜)

$$8\% \text{課税売上上の返還等 } 534,600 \times 100/108 = 495,000 \text{円}$$

$$\textcircled{4} \text{ ①} + \text{②} - \text{③} = 4,757,695,000 \text{円}$$

(4) 課税売上割合の計算式の分母の金額

① 非課税売上高

$$\text{預金利息 } 165,000 + \text{土地地代 } 1,386,000 + \text{貸付金利息 } 3,245,000 + \text{土地売却額 } 110,000,000 + \text{有価証券売却額 } 27,709,000 \times 5\% = 116,181,450 \text{円}$$

$$\textcircled{2} \text{ ① } 116,181,450 + \text{分子(3) } \textcircled{4} 4,757,695,000 = 4,873,876,450 \text{円}$$

(5) 課税仕入れ等に係る消費税額の合計額

① 課税売上上のみ対応する課税仕入れ (10%課税仕入)

$$\text{商品仕入 } 688,490,000 + \text{営業部門交際費 } 2,090,000 + \text{商品倉庫家賃 } 9,240,000 + \text{営業国内旅費 } 7,150,000 + \text{販売奨励金 } 267,300,000 + \text{営業部その他 } 137,500,000 = 1,111,770,000$$

② 課税売上上のみ対応する課税仕入れ (8%課税仕入)

$$\text{商品仕入 } 2,673,000,000 + \text{営業部門交際費 } 594,000 + \text{営業部その他 } 475,200 = 2,674,069,200$$

③ 非課税売上上のみ対応する課税仕入れ (10%課税仕入)

$$\text{土地売却手数料 } 3,696,000 + \text{有価証券売却手数料 } 231,000 = 3,927,000$$

④ 共通対応の課税仕入れ (10%課税仕入)

$$\text{本社接待交際費 } 198,000 + \text{本社事務所家賃 } 13,200,000 + \text{本社国内旅費 } 2,255,000 + \text{本社その他 } 60,500,000 = 76,153,000$$

⑤ 共通対応の課税仕入れ (8%課税仕入)

$$\text{本社その他 } 237,600$$

$$\textcircled{6} (\textcircled{1} 1,111,770,000 + \textcircled{3} 3,927,000 + \textcircled{4} 76,153,000) \times 7.8/110$$

$$+ (\textcircled{2} 2,674,069,200 + \textcircled{5} 237,600) \times 6.24/108 + \text{輸入商品引取税額 } 7,550,400 = 246,578,904 \text{円}$$

(6) 課税仕入れ等に係る消費税額のうち課税資産の譲渡等によりのみ要するもの

$$(5)① 1,111,770,000 \times 7.8/110 + (5)② 2,674,069,200 \times 6.24/108 + \text{輸入商品引取税額 } 7,550,400 \\ = 240,886,776\text{円}$$

(7) 課税仕入れ等に係る消費税額のうちその他の資産の譲渡等によりのみ要するもの

$$(5)③ 3,927,000 \times 7.8/110 = 278,460\text{円}$$

(8) 課税仕入れ等に係る消費税額のうち課税資産の譲渡等とその他の資産の譲渡等に共通して要するもの

$$(5)④ 76,153,000 \times 7.8/110 + (5)④ 237,600 \times 6.24/110 = 5,413,668\text{円}$$

(9) 売上げに係る対価の返還等に係る消費税額

$$8\% \text{売上返還等 } 534,600 \times 6.24/108 = 30,888\text{円}$$

(10) 貸倒れに係る消費税額

$$8\% \text{売上債権貸倒れ } 3,801,600 \times 6.24/108 = 219,648\text{円}$$

課 税 売 上		免 税 売 上	非 課 税 売 上	不 課 税 売 上
10%商品売上 687,500,000	10%売上返還等 ※ 0	輸出売上 ㊸	受取利息 165,000	受取配当金 385,000 受取補助金 3,080,000 3,465,000
8%商品売上 3,682,800,000	8%売上返還等 △ 534,600	723,140,000	土地地代 1,386,000	
公衆電話手数料 55,000		723,140,000	受取利息 3,245,000	
①			土地売却 110,000,000	
10%課税売上 687,555,000			有価証券売却 27,709,000 × 5%	
8%商品売上 3,682,800,000			㊹ 116,181,450	
※ 本問の販売奨励金は、販売量等に応じて支払われるものではないので、売上返還等ではなく、10%課税仕入れとなります。				
課 税 仕 入			課税仕入以外	
課 税 売 上 に 対 応			非 課 税 売 上 に 対 応	
10%商品仕入 688,490,000	営業国内旅費 7,150,000		土地手数料 3,696,000	役員給与 従業員給与
8%商品仕入 2,673,000,000	販売奨励金 267,300,000		株式手数料 231,000	
10%営業部門交際費 2,090,000	10%営業部その他 137,500,000			
8%営業部門交際費 594,000	8%営業部その他 475,200		㊺ 3,927,000	
商品倉庫家賃 9,240,000			× 7.8/110 =	
10%課税仕入 1,111,770,000	× 7.8/110 = 78,834,600	A 240,886,776	B 278,460	
8%課税仕入 2,674,069,200	× 6.24/108 = 154,501,776			
輸入商品引取税額 130,680,000	× ? = 7,550,400			
共 通 対 応				
本社接待交際費 198,000	本社国内旅費 2,255,000	10%本社その他 60,500,000		
本社事務所家賃 13,200,000	8%本社その他 237,600			
10%課税仕入 76,153,000	× 7.8/110 = 5,399,940	C 5,413,668		
8%課税仕入 237,600	× 6.24/108 = 13,728			

1. 課税売上割合の計算

$$\text{課税売上割合} = \frac{\ominus}{\oplus + \ominus} = \frac{4,757,695,000}{4,873,876,450} = 0.97616 \dots$$

課税売上割合が95%以上だが、
課税売上高 4,757,695,000円が5億円超のため、
仕入税額は按分計算が必要

税抜き本体（当年度）

課税売上高の返還等(税抜) 534,600 × 100/108 = 495,000	課税売上高 (税抜) ㊸ 687,555,000 × 100/110 3,682,800,000 × 100/108 4,035,050,000
免税売上高の返還等 0	
㊸ 分子 4,757,695,000	免税売上高 ㊹ 723,140,000

※ 特定課税仕入及び非課税資産の輸出等は、仕入税額の按分計算の要否の判定（5億円判定）に含めないことに留意すること

2. 仕入税額の計算（ここでは個別対応方式による税額計算を示しておきます。）

$$A \ 240,886,776 + C \ 5,413,668 \times \text{課税売上割合} = 246,171,395$$

3. 納付税額の計算

納付税額（消費税部分）

控除対象仕入税額 246,171,395	課税標準額に対する消費税額
売上返還等に係る消費税額 534,600 × 6.24/108 = 30,888	(千円未満切捨) 625,050,000 × 7.8% = 48,753,900
貸倒れに係る消費税額 3,801,600 × 6.24/108 = 219,648	3,410,000,000 × 6.24% = 212,784,000
差引税額 (百円未満切捨) 中間 ?	261,537,900
→ 15,115,900 納付 ?	控除過大消費税額 (貸倒回収) 0